

内閣参質一八九第三九七号

平成二十七年十月六日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員小西洋之君提出専守防衛の改変と昭和四十七年政府見解の読み替えに関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出専守防衛の改変と昭和四十七年政府見解の読み替えに関する質問に対する

答弁書

「専守防衛」とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのつとつた受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、我が国の防衛の基本的な方針である。ここにいう「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し」の部分は、我が国が武力を行使するのは、あくまで憲法上許容される自衛の措置に限られるということを述べたものである。すなわち、その実質は、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法の関係」にあるとおり、あくまで外国の武力攻撃によつて我が国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に至つたとき、初めて防衛力行使するという意味である。

